

総務常任委員会調査報告書

(平成23年9月定例会)

1 調査事件

人口の増加対策について

2 調査目的

町長は平成23年度の施政方針の中で、最も意識し実行すべきキーワードを「人口の増加」と「情報の発信」とした。

日本全体が人口の減少時代を迎え、少子高齢化の波はとどまることを知らず、特に地方において顕著に現れている。町の人口動態の推移をみても、毎年200人～300人が減少している。そのような現状の中で、人口の増加を図ることは至難の業と言わざるを得ない。

UターンやIターンなどの転入を促進する定住支援策を進めての住みたい町、住んで良かったと実感できる町、そして居住している町民が生涯住み続けたいと思う町づくりが必要である。そこで、人口の減少に歯止めをかけ、ひいては人口の増加に転ずる有効な対策・施策について調査することとした。

3 調査経過

平成23年3月7日(会期中)

平成23年3月11日(会期中)

平成23年4月12日

平成23年4月26日

平成23年5月6日

平成23年5月23日

平成23年5月31日

平成23年6月15日(会期中)

平成23年6月21日(会期中)

平成23年6月28日(西川町大井沢支所・東根市調査)

平成23年7月4日～6日(視察調査)

(滋賀県高島市、福井県小浜市、京都府綾部市)

平成23年7月21日(協議会)

平成23年7月27日

平成23年8月4日

平成23年8月11日

平成23年8月17日

平成23年8月19日

平成23年8月22日

4 調査結果

[現況]

現在、町では定住支援サイトを開設し、住む・働く・暮らす・育てるなどの具体的情報を掲載している。また、普通財産の分譲も紹介し、人気が高い。定住相談件数は、平成 21・22 年度延べで 81 件、全国情報誌「田舎暮らしの本」に空き家物件が掲載された事も要因と考えられる。実相談者数は 41 人で年代別では 30 代、50 代が多く、団塊世代は少ない。相談内容は不動産に関する事が多く、次に持家住宅建設祝金制度や若者定住支援事業などの施策、教育関係では子育て支援が充実しているので転入したいという話もあった。

また、空き家登録について 135 件調査したが、町のホームページに掲載した物件は 8 件で成約件数は 5 件(5 世帯 15 人)である。これは町が関与した数であり、実際の転入については相当数になると推測される。その他にも定住促進リーフレットの作成、転入者向け暮らしのガイドの作成などを行っている。

子育て支援策については「子育て応援日本一の町づくり」を標榜し、保育料の軽減や医療費の軽減、ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンに助成するなど、内容の充実にも努めている。また、新入学児童へのランドセルの贈呈が全国紙に掲載され、思わぬ波及効果も生まれている。

若者定住対策については、満 40 歳未満の移住夫婦世帯に家賃や移住助成を行う他に、今年度は若者夫婦世帯に特化した町営住宅 7 棟の建設を予定している。

また、豊かな自然環境や農林水産資源を活用した交流人口の拡大(グリーン・ツーリズム、教育旅行など)、月山山頂の町や歴史の里きよかわ、風車による自然エネルギーの活用や良質米のルーツ「亀ノ尾」発祥の地として「あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト」など、町の魅力づくりに取り組んでいる。

県内の自治体でも、あの手この手で定住促進策に取り組んでおり、若者の土地付き住宅新築と定住支援、子育て支援に合計 200 万円支給する町や、分譲地を購入し新築した場合最大で 270 万円支給する町もある。施策の競い合い、人口の奪い合いの様相を呈しており、危機感の裏返しと言える。各自治体とも人口増に向けた取り組みが最優先課題となっている。

[課題]

(1) 定住促進について

平成 21 年 12 月議会で報告のあった調査事件「地域振興について」の中の(2)で移住定住の促進及び支援について取り上げられている。

検証は 24 年度に計画されており、重複も考えられるが現在の実態に基づき調査し、課題について調査したところである。

ア 情報発信と相談体制について

定住促進総合ガイドの作成、ホームページでの定住支援サイトによる空き家情報や空き地情報、定住促進リーフレットの頒布による宣伝、転入者向け暮らしのガイドの作成、各種全国情報誌への掲載など情報発信に努めているが、先進自治体に比較しても端緒にすぎたばかりであり、その先を見据えた情報発信が必要である。

また、相談体制についても同様に、その先の雇用や受け入れる地元との連

携など課題は多い。

イ 空き家対策と受け入れ体制について

行政区長への依頼、空き家所有者からの依頼、現地調査などで把握しているが、着実な進展は見られない。

町内の実態を側聞すると、同じ様な農村集落でも、空き家にすぐ入居者がある所と、10数件も放置されている所、廃屋化しつつあり周辺に迷惑をかけている家屋も散見される。また、市街地の中で住居団地として出発しても、30年近く経過し、入居世代が高齢化している所、ついこの間まで小学生が一人もいない中心部の集落があったり様々であり、対策や受け入れる体制も一律とはいかず、多様な手だてを講ずる必要がある。

ウ 若者定住対策について

若者定住促進助成事業の他に、町営住宅の建設を来年度以降も予定している。持ち家1戸建志向が強い若者夫婦世帯への既存の施策の検証が必要である。

(2) 地域資源を活かした活力ある町づくりについて

ア 無いものねだりよりも在るものさがし

先進地といわれる町に共通していることは、「必ずそこに在るもの、在ったもの、地域特有の歴史、文化、風土を大事にし、そこから出発している」と言うことである。では、本町の大切にすべき歴史、文化、風土とは何かと、改めて見つけ直す必要がある。

イ 町民参画と協働のまちづくり

活力ある町は活力ある地域づくりから始まると言っても過言ではない。その先にある、いきいきとした村、絆を感じられる村づくりも含めて現在の支援制度のあり方、手法を再検討する必要がある。

ウ 人材活用について

人が輝いていてこそ町もいきいきする。人材こそ最高の地域資源である。今こそ町民の持つ潜在力を表に出し活用していくことが求められる。料理教室や陶芸教室など様々な催しが企画・実施されているが、まだまだ人材は眠っていると云わざるを得ない。

エ 地産地消から地産外消へ

地域ブランドとしての新たな農林水産品（加工品）の開発が必要である。既存の農・商・工の枠を取り払い、共通の目的での新たなコラボレーションが必要である。

オ 地域資源を活かした雇用の場づくり

本町の地域資源でもある再生可能なエネルギーの活用などによる雇用の拡大を、風力発電を初めて導入した自治体として率先して取り組む必要がある。

(3) 町の魅力づくりについて

ア こだわりの町づくりについて

県内35市町村の中で、唯一人口が増化している東根市は「さくらんぼ」にこだわった町づくりを行っている。「さくらんぼ東根駅」「さくらんぼマラソン」「さ

くらんぼ種飛ばし」など、徹底している。

視察した小浜市も「食」をキーワードに、あらゆる分野のまちづくりを「食」を起点にして取り組んでいる。計画を策定し、実践して来た確かな足取りは、今着実に交流人口の増加に繋がり、市民に定着しつつある。

本町のこだわりを持った町づくりによるイメージ作戦はいかにすべきか、改めて考える必要がある。

イ 子育て支援の徹底化について

本町は日本一の子育て環境を提供する町を目指している。確かに若い子育て中の親達の口コミでは、隣市町に比べて充実しているとの話はよく聞くが尚一層の充実を図る必要がある。

ウ 人材育成について

子どもの能力開発と研修の充実を図ることが、これからのグローバルな環境の中で生きていく子供達にとって必要なことである。

エ 安全・安心のまちづくりについて

東日本大震災による大津波、原発事故で被災された方々や、未だ終息せず故郷を離れざるを得なくなった人々の無念さを想うと断腸の想いを禁じ得ない。

それにつけても、今さらながら庄内の地が自然災害の少ない安全な地域だと気づかされる。しかしながら「災害は忘れた頃にやってくる」の例えがあるように「その時」に備えて着実に整備を図り、体制を構築していくことこそが、何にも優先される課題である。

[意見]

(1) 定住促進について

ア 情報発信と相談体制について

情報発信は、あくまできっかけづくりであり、そこから移住・定住につなげるためには、多様なニーズへの対応と決定するまでの丁寧な対応が欠かせない。

まず仕事、次に交流、お試し体験、資金相談、そして家を貸す人、住む人、受け入れる地域の対応などをクリアすべきである。

相談体制の構築にはワンストップ体制と、関係者の一層の連携が欠かせず、将来的には専任の人員配置も考慮すべきである。

イ 空き家対策と受け入れ体制について

空き家調査については、視察した高島市の空き家紹介システムが参考になる。実態調査などに理解と協力をしてもらえる地区・集落から集中して実施すべきである。

その上で、貸し出す際のリフォームの補助、或いは町が借り受けてリフォームを行った後に貸すなどの施策も有効である。

また、移住してくる人が地域での暮らし方を理解し、協調できることが重要であり予め情報を得る事も必要になってくる。そのために転入が増えつつある地区を対象に、地区のガイドブック「地域の教科書」も試行すべきである。

ウ 若者定住対策について

持家住宅建設祝金の件数の内、若者（40歳以下）による1戸建ての新築割合が以外と少ない。ニーズはあっても使いづらいとすると、例えば地元金融機関と工務店が連携を図りながら町営住宅の1棟をモデルハウスとして建設をし、間取りなども注文に応ずる低廉なモデル住宅を提案すべきである。

(2) 地域資源を活かした活力ある町づくりについて

ア 無いものねだりより在るものさがし

風車の町、月山山頂の町、良質米のルーツ「亀ノ尾」発祥の町、その他にも数限りなくある。また、それぞれの地域で地域の魅力を再発見すべきである。

イ 町民参画と協働のまちづくり

小浜市では、市職員と市民の協働による「新まちづくり推進プロジェクトチーム」を編成し、市の総合的な課題に取り組んで成果を上げている。それと並行して市民参画の「いきいきまちづくり委員会」を各地域に設置し、「現状はどうか、何が大事か、何をやっていきたいか、そのために何が必要か」を考え、3年の年数を経て「地区振興計画」を作成している。それに沿って各地区ごとに特色ある活動（例えば環境を守る活動、伝承料理の継承・復活のイベント、きれいな水を活かした地酒づくり）などを行い、今では良い意味で地域間競争が起きているとのことである。

本町はどうか、「元気の出る地域づくりを応援します交付金」が地域づくり会議に交付されているが、毎年同じような使われ方をしていないか。

例えば、会議のメンバー以外の役職をもっていない若い人達や女性達にじっくり計画・構想を練ってもらい、特色ある取り組みを企画・実施してもらうことも一考である。

ウ 人材活用について

暮らしを豊かにするという事は、物が溢れていることではない。自分のライフスタイルを持ち、オンリーワンの暮らしをすることだと思われる。暮らしを豊かに彩る手職のある人を活かし、それらを習作することを町民に広げるべきだと思われる。そのための人材活用、人材育成を行うべきである。

エ 地産地消から地産外消へ

一例として、農・商・工の連携した手づくりウイナー・ベーコンの製造などによる地域ブランド化、JAと食品加工業、製麺業とのコラボレーションでの米粉を利用しての菓子やピザ・パスタなど、物語を添えて開発を行い町外へ売り出すべきである。

オ 地域資源を活かした雇用の場づくり

本町の特性を活かした風力発電、木質バイオマス、小水力発電など再生可能エネルギーの利用促進、スマートグリッド戦略の策定・推進など、省エネルギー・エコタウン構想の更なる推進などによる環境関連の研究施設・企業などの誘致による雇用の場づくりに努めるべきである。

(3) 町の魅力づくりについて

ア こだわりの町づくりについて

現在、制定に向けて準備を進めている町づくりの基本となる条例に庄内町の

まちづくりとなるキーワードを盛り込み、町民と共につくり上げていくべきである。

イ 子育て支援の徹底化について

就園前の子どもの雨天時の遊び場の確保や休日保育の実施、東根市で計画されている子どもの遊び場整備などの遊育・共育の視点が必要である。雨天時などは、発想を変えて午前中など使用されていない屋内運動場などを開放するのも一考である。

ウ 人材育成について

小学生の北海道国内研修、高校生の海外研修が途絶えて久しい。有為な人材を我が町から輩出するためにも気宇壮大、外から日本、日本人、故郷を観る視点を養うべきである。

エ 安全・安心のまちづくりについて

安全・安心はまちづくりの基礎である。先の調査事件「危機管理について」で指摘した通り、組織整備、町土整備、着実な訓練、防災マニュアルの作成などの対策を講ずるべきである。

人口の増加対策については、全国の自治体に取り組んでいることであり、喫緊の課題であると同時に至難の業である。主として所管する範囲でまとめたのが、今回の調査報告書である。

本町が掲げる「住んで良かった、住み続けたいまちづくり」を実現するには、町民がこの町の魅力を実感し誇りを持ちながら生活していく環境づくりを、町と町民が一体となって取り組んでいくことが肝要であり、そのことが移住希望者に対する力強いメッセージとなる。

これまで、人口の増加などに向け取り組んで来た各種施策を検証しながらも、躊躇することなく新たな施策を講じることが求められている。なお、調査事件「人口の増加対策について」は範囲が広いため、大きく3項目についてとりまとめたところである。

[視察調査報告(参考資料)]

視察地 滋賀県 高島市

1 視察年月日 平成 23 年 7 月 4 日 (月)

2 視察の目的

人口の増加対策について

～遊休民家の流通による定住促進について～

3 視察地の概況 (平成 22 年 10 月現在)

- ① 人口 51,819 人
- ② 世帯数 19,214 世帯
- ③ 面積 693 km²
- ④ 財政規模 26,980,000 千円 (平成 23 年度一般会計当初予算)
- ⑤ 位置と地勢

高島市は、滋賀県の北西部に位置し、東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は野坂山地を境に福井県に接している。

古来より京・奈良の都と北陸を結ぶ陸路と湖路の拠点として、港町や宿場町が栄えてきたが、湖上交通衰退と共に「陸の孤島」と揶揄されるなど、経済成長期の発展からは取り残されてきた。

主要な道路は、それぞれ国道 161 号、303 号、367 号が幹線道路として地域内外を結ぶ役割を担っている。また昭和 49 年に開通した JR 湖西線は、京阪神との時間距離を大幅に短縮した。しかし、通学通勤の足としては、一層の充実が望まれている。このことは、地域内に十分な雇用の受け皿がないことにも起因するところで、仕事を求めて京阪神や滋賀県南部地域に出て行かざるを得ない状況を背景に、更なる都市部へのアクセスの向上が望まれている。

とはいえ、政令指定都市・京都からは 50 分、大阪からは 80 分の距離にあり、大都市近郊に残された自然環境豊かで人情味あふれる田園空間は、豊かな暮らしの実現のために多くの可能性を秘めた地域であると考えられる。

4 取り組みの現況

若者の定住促進と地域の受け入れ体制について

(1) 定住相談窓口・相談員の設置

子育て世代等の若者の移住・定住を支援することのできる相談窓口・相談員による定住支援、相談活動を高島市人材誘致検討協議会に委託して実施。

ア 窓口開設および相談員設置時期 平成 21 年 8 月 19 日

イ 定住相談員 1 人（協議会職員）

ウ 業務内容

- (ア) 就業・就職に関する相談対応（ハローワーク等・庁舎関係部署へのとりつぎなど）
- (イ) 住宅等の相談対応（空き家のストック状況・宅地建物取引業者との連携）
- (ウ) 本人および家族の生活に関する各種行政サービス窓口へのつなぎ役

エ 事業費

3,150 千円（平成 22 年度） 滋賀県ふるさと雇用再生特別交付金事業

オ 関連助成事業（高島市企業活動支援条例に基づく支援制度）

従業員 20 人以上の企業が年間 5 人以上雇用を増やした場合、新規採用一人当たり 10 万円を企業に支給する。

(2) 再生可能な空き家の調査

定住する若者の生活基盤として、空き民家を活用した受け入れ基盤を構築するため、緊急雇用事業を利用した臨時職員を雇用し、空き民家の把握および所有者に関する調査を実施する。空き家の活用は、定住促進のみならず、地域の防犯・防災面からも進めている。実態調査などに地区としての理解・協力してもらえぬ地区（区や自治会）を設定し、地域の気運づくりを行いつつながら集中して実施する。

ア 実施時期 平成 22 年 5 月 1 日（継続事業：平成 24 年度まで）

イ 調査員 1 人（市の臨時職員として）

ウ 事業内容

- (ア) 地域の自治会役員の協力を得て、空き家の状況について現地調査を行う。
- (イ) 物件所有者または管理者を把握し、使用状況や予定等についてアンケートまたはヒアリング調査を行う。
- (ウ) 宅地建物取引業者と連携し、売買または賃貸借してもよい物件の流通に向けた手続きに引き継ぐ。

エ 事業費 2,000 千円（平成 22 年度） 県緊急雇用創出特別推進事業

オ 関連助成事業（高島市若者定住促進条例に基づく支援制度）

(ア) 定住住宅リフォーム補助

平成 20 年 1 月 1 日以降に転入された人で購入した中古住宅をリフォームする際、または市内の賃貸住宅に居住する市民で実家に戻って定住しようとする 40 歳未満の人で相続または贈与によって取得し

た住宅のリフォームをしようとする際、市内の業者が請け負う 100 万円以上の工事に対し 5 年分割均等払いで総額 50 万円を助成する。

(イ) 定住住宅取得補助

市内住居者、市外住居者を問わず市内に定住する 40 歳未満の人で市内業者が建築・販売する新築住宅を購入する際、固定資産税相当額の 1/2 を 5 年分割均等払いで総額 25 万円を助成する。

(ウ) 空き家リフォーム補助

所有する空き家を貸し出そうとする人で、借り手の決まっていて、そのためにリフォームしようとする際、市内業者が請け負う 100 万円以上の工事に対し 5 年分割均等払いで総額 50 万円を助成する。

〔上記 3 事業とも助成金は地元の商品券で支給される〕

(3) 地域の教科書づくり

自治組織内の取り決めや共同作業に関すること、定住する上で理解してほしいルールや風習・祭事などを取りまとめた「地域の教科書づくり」を通して移住者と在住者との相互理解を図り、同じ地域（自治組織）で暮らしてゆくための地域内の人間関係づくりに役立てる。作成された教科書は、移住者に対しあらかじめ地域（区や自治会）からのお願い事項として渡すようにするなど、移住後のトラブル回避につながっている。また、教科書作りを通して地域内の行事や取り決めの見直しを行うなど、若者定住促進にむけた環境整備へと発展している。

ア 実施時期 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

イ 事業スタッフ 2 人 臨時雇用（総務省「地域おこし協力隊」制度活用特別交付税対象事業）

ウ 事業内容

(ア) モデル地域の自治会と共に、地域における取り決めや共同作業、風習、祭事・行事などについて聞き取り調査を行うなど現地調査を行い、移住者の受け入れに際して地域ルールを示せるような準備作業を行う。

(イ) 地域内の会合等で移住者受け入れに関する合意形成を図る。

(ウ) 必要に応じて『地域の教科書』を編集し、地域の魅力再発見と移住希望者向けの情報発信を行う。

(エ) 事業費 4,481 千円（平成 22 年度）一般財源、後に特別交付税算入

(4) 「高島ギャザリング」（若者の人的ネットワーク構築のための集会の実施）

若者の人的ネットワークを構築するために、体験ツアーなどにあわせ「高島ギャザリング」を定期的で開催し、こうした人の縁で農地や住家を得、地域に入っていける場を設ける。こうした場所の設定により、職場や地域コミュニティーなどとは異なる新たなネットワークが形成され、そこからさらに情報発信

がされるような仕掛けを行う。

ア 実施時期 平成 22 年 10 月～平成 23 年 3 月

イ 事業スタッフ 2 人「地域の教科書づくり」と重複

ウ 実施状況

- ・婚活自然体験塾と併催 30 名参加
- ・住活ツアー内で開催 20 名参加
- ・上開田区民対象に開催 30 名参加
- ・豊かな暮らしの高島モデル創造フォーラム 60 名参加
- ・炭焼き体験と座談会 50 名参加

エ 事業費 726 千円（平成 22 年度）一般財源、後に特別交付税算入

(5) イベント等への相談ブース出展

都市部での出張定住相談会や高島市を紹介するブースを出展するなど情報発信に務める。

また、田舎暮らしや新規就農者応援イベントなどへの出展を通して、移住希望者への情報発信を行う。

ア 実施時期 平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月（随時）

イ 実施状況

- ・たかしま市民まつり（しんあさひ風車村）
- ・ふるさと回帰フェア（大阪市シティプラザ大阪）
- ・湖北田舎暮らしフェスタ（米原市甲津原）
- ・高島市就職フェア（高島地域地場産業振興センター）
- ・たかしま産業フェスタ（今津総合運動公園）
- ・北千里びわ湖高島産直市（阪急北千里駅前・ディオス北千里）

(6) 実施しての成果と課題

定住相談窓口・相談員の設置や再生可能な空き家調査により、空き家の実態把握が進んでいる。平成 21 年度実績で、調査空き家が 151 件、持ち主の意向調査が 74 件、そのうち売却・賃貸の希望件数が 14 件となった。

この調査を元に 22 年度では、21 年度とあわせて 30 件の売却・賃貸希望件数を確保している。

「地域の教科書」については、平成 21 年度に 5 地区、平成 22 年度 14 地区、あわせて 19 地区において作成されている。いろいろな地域への移住志向があるため、この 19 地区の中には限界集落から市街地までいろいろな地域が含まれおり、ニーズにあわせた情報提供ができています。

課題としては、現在、大都市が近郊にあることで移住者はいるが、より安定した人口増加を考えると地元で雇用を創出する必要がある。

また、職員体制として、平成 23 年度は各事業の担当職員の多くを緊急雇用事

業を活用している。同事業は今年度限りであり、その後の事業継続は町単独で予算を確保する必要がある。

5 考察

高島市は平成 17 年 10 月の国勢調査で、前回の調査から人口が 1500 人以上減った。

人口の急激な減少に危機感を募らせた市は、平成 21 年に「若者定住促進プロジェクト」を策定した。

内容については、取り組みと現況に記載したとおりであるが、そのプロジェクトの理念は「三方良し（売り手良し、買い手良し、世間良し）」昔から近江商人が育んだ商売の基本を掲げている。

新参者が入り込んでくるとトラブルが起こる、トラブルが起こると困るので家は貸さない、となると借りたい人がいても住むことができない、空き家を第三者に管理してもらうと経費が高くつく、管理できなくなれば、空き家は放置され廃屋化し地域の景観や治安も損ね、ますます住みにくい地域になると言う悪循環を引き起こしてしまうことを解消し、家を貸す人、新しく住む人、そして移住者を受け入れる地域社会、この三者が良いと感じられるしくみを構築した。

各事業については、本町の取り組みと類似するものもあるが、その中から特に参考となるものを挙げてみた。

まず「売り手良し」として、貸し出そうとする空き家をリフォームする際の補助事業を実施し、所有する空き家の利活用の機運を醸成している。

次に「買い手良し」として、なにより面倒見の良さである。移住希望者が、最初に市の窓口へ問い合わせしてから移住を決心するまで、更には移住後の地域との折衝まで徹底して面倒を見ると言うことであった。

このサービスを可能にしているのは、自ら 30 年前に高島市に移住し、前職の経験から、不動産管理や貸家の管理に精通している若者定住相談員の存在がある。

相談者の対応で定まった休みも取れないとのこと、苦労は無いのかとの問いに、「案内や説明を依頼されるとワクワクするんです、ここぞとばかりに高島の良さを自慢するんですよ、私も受け入れる地域のみなさんも、高島が好きでプライドを持っている。それが移住希望者の方に好印象を与えるのだと思う」とのことであった。

最後に「世間良し」ここで挙げられるのが「高島ギャザリング（集会）」である。これは、人とひとのつながりをつくるために開催している。「高島に暮らすこと」について地域住民や移住希望者などが、車座になってざっくばらんに話し合う場である。

そして、ギャザリングの教材として使われるのが地域での暮らし方・不文律のルールを冊子にした「地域の教科書」である。

移住となると、移住してくる人が地域の暮らし方などを理解し協調できることが重要であり、移住者もあらかじめその情報を知って、地域を選択する材料としている。

冊子には、地域のマップ、景観などの地域資源情報、区の説明や区費などの負担金、区の役員構成、地域行事の年間スケジュール、神社仏閣等の管理、ゴミ出し、回覧板、冠婚葬祭時の手伝いなど多岐にわたって写真を入れて丁寧にまとめられており、移住者には大変参考になるものとなっている。

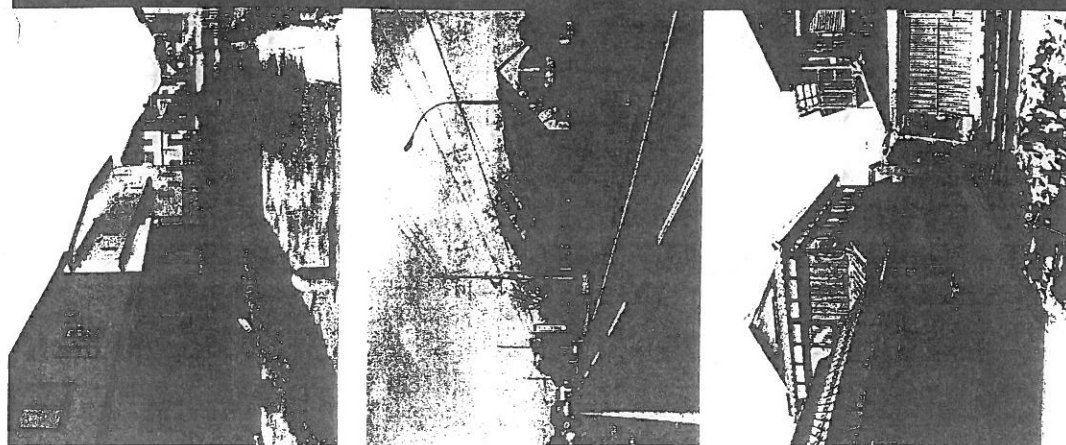
大都市近郊と言うこともあって、もともと移住者があったとのことだが、プロジェクトが始まって以降、「受け入れる地域としては、市の定住相談を通して入居してくる人のほうが安心できる」と地域の評価も高いとのことであった。

今回の視察を通して、移住定住とは、移住者と在住者の相互理解が重要であり、これを成し遂げてこそ定住につながる。一人の確実な定住が、次の移住希望者に対する力強い情報発信になるということを確認した。

本町も毎年 200 人以上の人口の減少が進んでおり、人口増加対策に取り組んでいるが、ハードの対応のみならず、今一度ソフト対応も見直す必要があると痛感した。

161冊で 北畑区が解かる！

移住者のために、8つの視点で解説するガイドブック



高島市新旭町北畑(きたばた)
「地域の教科書」

2011年4月作成

この「地域の教科書」は、『地域』と『新たな住民』とをつなぐガイドブックです。

高島の魅力を求めて移住して来られる人が、地域(区や自治会)コミュニティの一員として秩序ある良い関係を築きながら暮らしていただけるよう、また地域が自らの歴史や伝統を再確認して次の世代に引き継いでいけるよう、地域の暮らしや年中行事、生活のルールなどをわかりやすく取りまとめたものです。

【目的】

作成にあたっては、市外からやってきた若者が調査員として地域に入って聞き取りを行い、時には共同作業やお祭などの地域行事に参加して交流を深め、実際にその地域の風土を肌で感じながら、地域の皆さんとともに作り上げました。

この「地域の教科書」を、地域を守る人々と新たに地域のかとなりうる人々との橋渡しとして、より良い地域づくりに役立てていただければ幸いです。

視点 1 北畑マップ

—3 ページ

視点 2 どんなトコ?

—4 ページ

視点 3 区のルールは?

—5 ページ

視点 4 行事やお祭は?

—10 ページ

視点 5 風習やルールは?

—13 ページ

視点 6 生活環境は?

—14 ページ

視点 7 施設は?

—20 ページ

視点 8 七川祭について

—25 ページ

【目次】

3、北畑の区のルールは？（区費、役員など）

区の入区方法

北畑区内に住民票を移すと、希望者のみ市から区長に連絡が行きますので、区長から改めて区入りにあたっての説明を受けることになります。特に書類手続きや入会金などは必要ありません。

区の役員組織

区長 (1人)	区を代表し、総括します。主に役員会の開催、区の連絡窓口、広報資料などの配付指示、各行事の指示などをおこないます。
副区長兼 会計(1人)	区長の補佐、区の会計事務全般をおこないます。また区長が不在の場合、職務を代行します。
評議員 (9人)	主に役員会での議題の協議や、区協議費(p7 参照)の集金を担当します。また、各隣組(p6 参照)を代表し、各隣組の取りまとめや事業の運営などを担当します。
参与 (若干名)	区長の要請に応じて、区の協議や事業に参加します。
監事 (2人)	主に区の会計を監査して区民に報告します。

※役員任期は1年です。区長は任期満了後、4年間は再度区長に就くことはできません。

「その他の役員」…

区の役員のほかに、「健康推進委員2名」、「交通指導員2名」、「民生児童委員1名」が区民から選ばれます。

区役員の選出方法

「区長」、「副区長兼会計」、「監事」は、新年総会(p10 参照)でおこなう選挙にて選出されます。また「評議員」は、隣組(下記参照)ごとに毎年輪番制で各世帯の代表者が務めます。

※「区長」、「副区長兼会計」は、55歳～66歳(次年度の4月1日現在)の区民が資格対象者です。また、資格対象者全員が参加する「選任会議」が毎年12月に開催され、その中で次年度の「区長」、「副区長兼会計」が協議で選出された場合は、新年総会で選挙はおこなわず、承認をします。

役員会、総会

北畑区会議所(p20 参照)にて役員会が必要に応じて開催されます。役員会には区長、副区長兼会計、評議員が集まり、議事の協議や決定をおこないます。

そして、毎年2回(1月、4月)、総会(p10 参照)が開催されます。役員と各世帯1名が出席します。4月では、主に事業報告や新年度事業予算計画の決定などをおこないます。また臨時総会は区長が必要に応じて招集します。

隣組(となりぐみ)について

北畑区には9つの隣組があり、線路より東側は「1組」～「5組」、西側は「西A組」、「西B組」、「北A組」、「北B組」に分かれています。ひとつの組につき9軒～17軒が所属しています。新たな住民が区に入会すると、住所地にしたがい、いずれかの隣組に所属します。

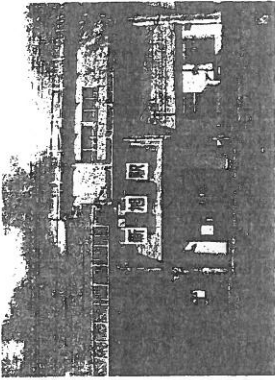
また隣組内の配付物や回覧板を担当する「月当番」は、毎月輪番制で各世帯が担います。

※西側の4つの隣組での輪番制は、住宅が建築された順番になります。

公共の交通機関

「JR湖西線」…

JR湖西線の最寄り駅は、徒歩圏内にある新旭駅です。新快速電車を利用すれば、京都まで最短43分、大阪まで最短73分で行くことができます。大体1時間に2本ずつ運行されています。



「バス」…

コミュニティバスの「東循環線」が、新旭駅を起点にして大体1時間に1本ずつ運行されています。運賃は大人220円均一です。停留所は区内に「北畑」、「市役所前」の2ヶ所あります。

また事前に電話予約して乗車する「予約乗合タクシー」の風車村線と新旭・安曇川線が北畑を経由するルートで運行されています。運賃は大人300円均一、予約電話番号は0740-32-4000です。

最寄りの病院・診療所

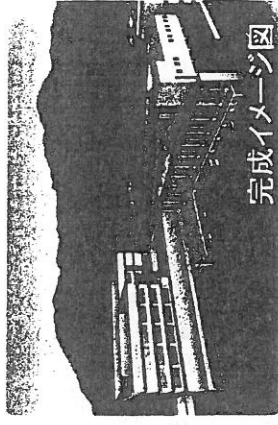
名 称	所在地	電話番号(0740)
公立高島総合病院	勝野 1667	36-0220
片岡クリニック	新旭町新庄 989-4	25-6373
湖西クリニック	新旭町安井川 1218-1	25-2539
小林クリニック	新旭町熊野本 1-1-1	25-8107
澤村クリニック	新旭町旭 1-7-1	25-5082
本多医院	新旭町旭 1069-2	25-4123
まつもと整形外科	新旭町旭 870-20	25-8201
山内耳鼻いんこう科	新旭町熊野本 1-1-15	25-7888
藁園本多医院	新旭町太田 888-1	25-6591

最寄りの歯科診療所

名 称	所在地	電話番号(0740)
うえはら歯科	新旭町旭 1-9-4	25-8241
白瀬歯科医院	新旭町旭 994-2	25-3471
野上歯科医院	新旭町旭 2-2-4	25-7500
藤本歯科医院	新旭町新庄 625-1	25-2232
松田歯科	新旭町新庄 459-2	25-4444

※番外編コラム(新・高島市民病院)

市内唯一の公立病院である「公立高島総合病院」は平成24年の春に新しく「高島市民病院」として生まれ変わります。約2年かけて新築された建物で、これまでの複雑で少し不便だった建物や、スムーズで明るく、地震に強い免震構造の建物になります。ヘリポートが新設され、救急医療機能の強化を図っています。



規模や診療内容は現在とほぼ同じですが、個室の数を大幅に増やすなど、より便利で患者さんに優しい病院になります。

子育て関連施設

「新旭学童保育所」…

「新旭コミュニティセンター ほおろる荘」内にあります。営業時間は、平日は下校時～午後7時、土曜・休校日は午前8時～午後7時です。休館日は日曜日・祝日・お盆・年末年始です。

・16:00～

お神輿

先頭は小学生が参加する子供神輿で、その後ろを本神輿が続きます。本神輿は最初、本殿の周りを担いで一回りした後、台車に載せられます。2つの神輿は大荒比古神社の本殿を出発して馬場尻まで渡御し、折り返して本殿に戻ります。

・17:00～

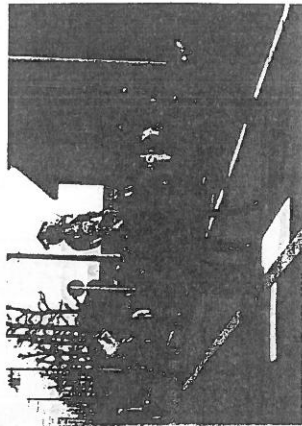
解散

次年度の渡し番の地区から順番に、鉦(かね)と太鼓で囃(はや)しながら各地区へと帰ります。渡し番の地区は全地区を送ってから最後に帰ります。

七川祭の見どころ

「渡り歩き」…

北畑の場台、祭の出役者は 9:00 に北畑区会議所に集まります。警固(けいご)を先頭に約 10 名(渡し番の年は約 60 名)が列になって出発し、大荒比古神社を目指して集落内を練り歩きます。各家の人々は玄関で見送り、祭のムードが盛り上がりま

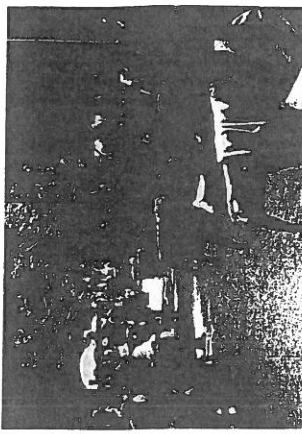


す。集落内の大神宮社に参拝した後、鉦と太鼓で囃しながら大荒比古神社の近くにある井ノ口橋へ向かいます。11:00 に井ノ口区を除く他の地区と合流し、山王宮を参拝した後、大荒比古神社に向かいます。

「奴振り」…

奴振りは、14 名の若者が奴姿で 12 の的と 2 つの樽を持って練り歩きます。12 名の「的練り」は青竹で作られた 3m の的を片手で持ち、「ヨイヤーサア」の掛け声と詩に合わせて練り歩きます。「的練り」には、道中の一般的的な練り 4 回、宮前の礼練り 4 回、馬場筋での扇練り 1 回の 3 種があり、それぞれに付随した歌が歌われます。

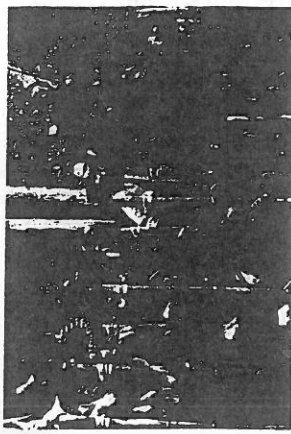
最後尾の 2 人は「樽振り」と呼ばれ、年長者が務めます。天狗とお多福の面を着けた樽を振りながら、的練りに合いの手を入れます。その時に見物客に話しかける言葉が面白く、見物客の楽しみになります。 (的練りを奉納している時に、的の間を横切るとは厳禁されています。)



「駆け馬神事(かけまじんじ)」…

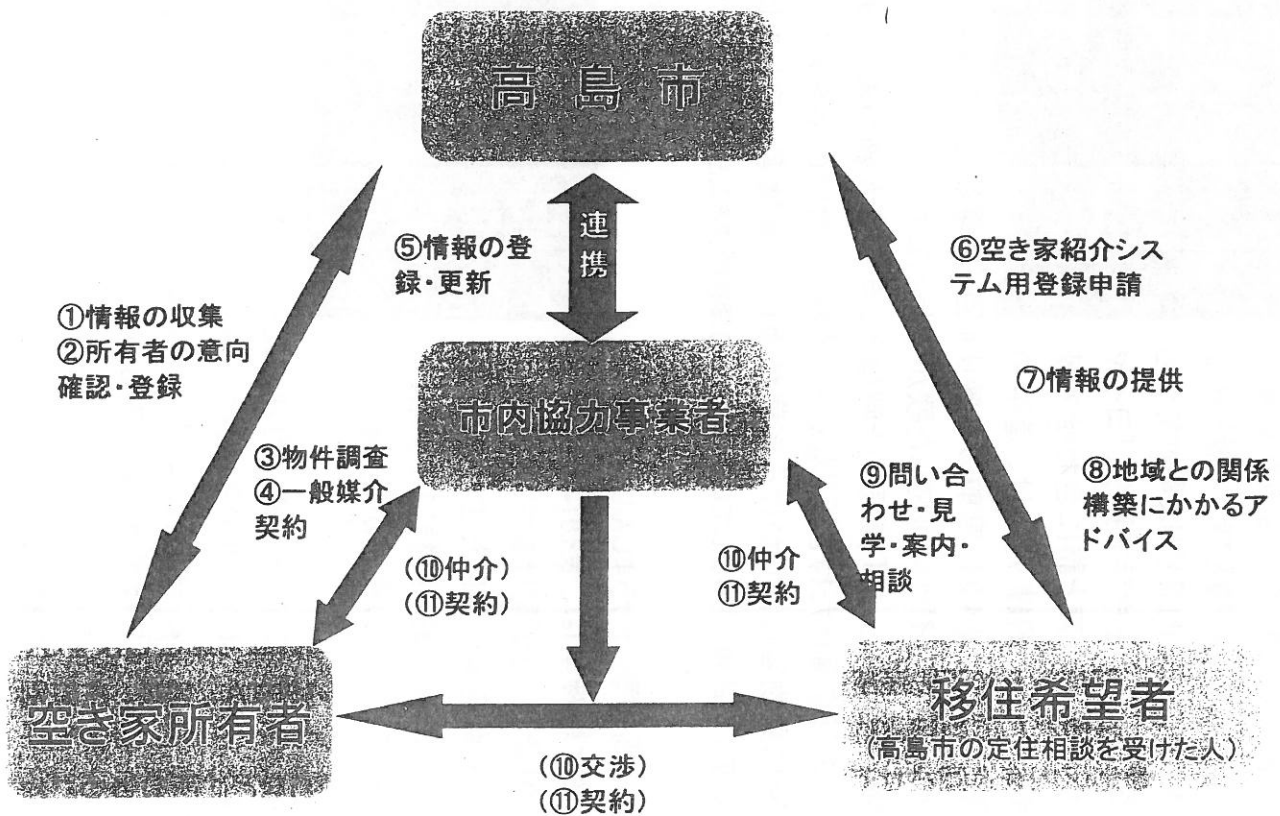
駆け馬神事は、最初に袴姿の清めの「素走り」が駆けます。続いて伝統の衣装を身に着けた主役の「流鏝馬」が 3 基の的を射抜いて奉納し、最後に計 8 頭の役馬が馬場を駆け抜けます。(※)

流鏝馬をおこなう人は数ヶ月前に氏子から選出され、約 1 ヶ月前からその地区を流れる川の最上流で、青竹 4 本にしめ縄を張りその中で身を清める禊(みそぎ)をおこないます。また何度も神社の馬場で練習をします。祭当日は地面に降りる事が出来ません。このため休憩場所には椅子が用意しており、休む時や、用を足す時も流鏝馬担当の警固に抱えられて乗降します。3 回の奉納が終わったら拝殿にて祭事を



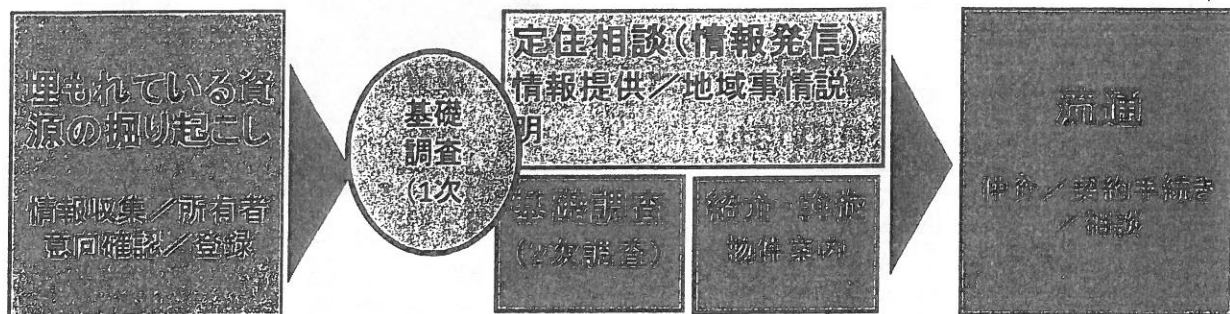
※昭和 30 年頃までは、その他の馬も合わせて 50 頭以上の馬が駆けました。

空き家紹介システムイメージ図



役割分担

↓ この段階で、地域との関係の構築に力を入れる必要がある。



行政の信用力を生かした物件の掘り起こしと流通への後押し

民間の市場原理に基づく流通・再利用

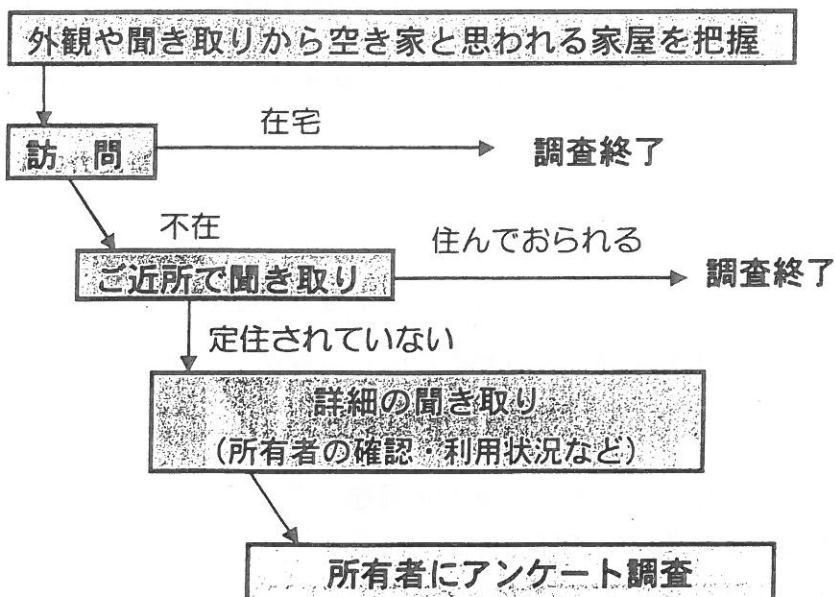
再利用可能な空き家の調査について

1. 調査の目的と対象

- この調査は、現在お住まいとして利用されていない家屋（住居）を現地踏査により確認し、その所有者（または管理者）の方に活用状況および今後の予定をお聞きし、定住を希望される方への売却や貸出しが可能かどうかを調査するものです。
- 現地踏査により把握したいのは、日常お住まいとして利用されていない住宅です。したがって、定期的に利用されている住居や物置としてのみ利用されている住居なども調査の対象とします。
- 売却や貸出しが可能な家屋については、定住相談を通じて移住希望者に紹介する「空き家紹介システム」に登録し、活用します。

2. 調査の方法

- まず調査の範囲について確認します。区・自治会の範囲内を調査対象としますが、アパートや不動産業者取扱い中の住居については調査を行いません。また、主に別荘地として利用されている区域などは原則として除きます。
- 地区内を巡回させていただき、ご不在の住居について近隣の方などに所有者やご利用の状況などをお聞きします。
- 空き家の所有者（または管理者）の方に、市役所から直接アンケート調査によりご意向をお伺いします。



●ご連絡先

高島市役所 市民活動支援課 電話：25-8526

視察地 福井県小浜市

1 視察年月日 平成 23 年 7 月 5 日（火）

2 視察の目的

人口の増加対策について
～食のまちづくりの推進について～

3 視察地の概要（平成 22 年 10 月現在）

- ① 人口 31,346 人
- ② 世帯数 11,475 世帯
- ③ 面積 232.87 km²
- ④ 財政規模 13,806,000 千円（平成 23 年度一般会計当初予算）
- ⑤ 位置及び地勢

小浜市は、福井県南西部に位置するまちである。目の前には、日本海側唯一のリアス式海岸である若狭湾が広がり、暖流と寒流が交差する大変良好な漁場となっている。さらに、山間部に広がる天然ブナ林が生み出す豊潤な水は、美味しい米や野菜などを育てている。

奈良・飛鳥の時代には、豊富な海産物や塩を朝廷に献上した御食国（御食：天皇の食材）と知られており、江戸時代には、北前船の寄港地として、全国と結ばれたことが、さらにこの地域の食文化を発展させた。そして、江戸時代から近代にかけて、海産物を京都へと運んだ道は「鯖街道」として現在も親しまれている。

4 取り組みの現況

(1) 食のまちづくり構想

地域の資源を活かしたまちづくりを進めようと考え、その資源として「御食国」の誇れる歴史と現在も連綿と受け継がれている豊かな「食」に着目し、健康・教育・福祉・環境・産業及び観光など、あらゆる分野のまちづくりを「食」を起点に取り組んでいる。

市内の縦割り機構では対応しがたい総合的課題に取り組むため、施策の立案の段階から市民の参画を得て、市職員と市民を混合させたチーム「新まちづくり推進プロジェクトチーム」の形態を取っており、これまでに、24 チームが立ち上がっている。

食のまちづくり構想の主な 3 つの特徴

ア 地域資源を生かしたまちづくり（あるものさがし）

イ 「食」を起点とした総合的なまちづくり

ウ 市民参画をまちづくり推進の基本手法としたまちづくり

食に関連した新まちづくり推進プロジェクトチーム	人 数
御食国・食のまちづくりプロジェクトチーム	市民 15 人 職員 5 人
地域活性化イベント計画検討プロジェクトチーム	市民 13 人 職員 5 人
小浜に名所をつくり育てるプロジェクトチーム	市民 11 人 職員 5 人
温泉・海洋深層水等開発プロジェクトチーム	市民 11 人 職員 5 人
若狭小浜イメージアップ検討プロジェクトチーム	市民 11 人 職員 5 人
名水保護・活用プロジェクトチーム	市民 20 人 職員 9 人

(2) 食のまちづくり条例について

食のまちづくり構想を実現していくため、また、食のまちづくりを持続的に展開していくため、全 8 章 33 条からなる食のまちづくり条例を、平成 13 年 9 月 21 日（平成 14 年 4 月 1 日施行）に制定した。

食のまちづくりの基本原則や基本施策のほか、市民や事業者にも主体的に参画してもらい、協働してまちづくりを進めていくこと等を規定している。

(3) 地区振興計画について

市民参画のまちづくりに取り組むために、市民に最も身近な「地区」を事業単位にし、継続的なまちづくりを推進するため「いきいきまちづくり委員会」の設置を、各自治会に依頼した。

そして、その委員会が中心となり、「新世紀いきいきまち・むらづくり支援事業」により、平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間に、市内 12 地区に年間 50 万円、3 年間で合計 150 万円を限度に補助金を用意し、各地区の地区振興計画を策定してもらった。これは、じっくりと 3 年間かけたこともあり、地区ごとに特色が活かされたものとなっている。

さらに、実践に向け平成 16 年度からも年間 50 万円、3 年間で合計 150 万円を限度に、平成 20 年度からは、2 年間各 45 万円の補助金を継続し、取り組みを通して実質的な市民参加型へと変化させることに成功した。最初は地域間で温度差があったが、今では良い意味での地域間競争が起きている。

(4) 御食国若狭おばま「食育文化都市」宣言について

国の食育基本法の制度（平成 17 年）より早くから食育に取り組んでおり、まちの発展を支える人づくりという観点から、すべての世代が等しく食育を受けることができるよう、生涯食育を重要施策として位置づけている。

「食のまちづくり条例」の施行とともに、「食のまちづくり課」を新設し、翌年には、政策専門職員として食育の専門員を採用した。そして、この取り組みを市内外にアピールするために、平成 16 年 12 月に「食育文化都市」宣言をした。

(5) 御食国若狭おばま食文化館

食のまちづくりを進めていく上での拠点として平成 15 年 9 月に完成した。食のまちづくりの理念を具現化した施設となっている。主に次のような取り組みを行っている。

- ア 「御食国若狭おばま」の食に関する歴史・伝統・文化を紹介する展示
- イ 伝統工芸の制作・実演を観て体験できる「若狭工房」
- ウ 伝統工芸品の販売
- エ キッチン・スタジオでの公開型の料理教室
- オ 温浴施設（濱の湯）

市の観光入込客数は、平成 11 年には 76 万人ほどだったのが、「食のまちづくり」が始まった頃から減少に歯止めがかかり、平成 15 年に「御食国若狭おばま食文化館」が完成し、「若狭路博」が開催された以降大きく増加し、平成 20 年には朝の連続ドラマ「ちりとてちん」の放送が始まって以来、観光入込客数が 186 万人になっている。また、平成 21 年には「オバマ大統領を勝手に応援する会」などオバマブームがあり観光客が伸びている。

観光消費額（宿泊費・交通費・土産代・入場料）については、市全域で平成 11 年には 64 億円だったのが、平成 20 年には 93 億円となっている。

(6) 生涯食育

初めて「食育」という言葉を使い、100 年以上も前にその理念を提唱したのは、明治時代の福井市出身の陸軍薬剤監石塚左玄である。

「御食国若狭おばま食文化館」のキッチン・スタジオでは、乳幼児からお年寄りまで、市民のライフステージに合わせた特色のある料理教室や食育講座などがほぼ毎日行われている。

運営に当っては行政主導で始めたが、軌道に乗った後その運営は市民にシフトするなど、地域力を最大限に活用している。

義務食育体制の整備として

ア ベビー・キッチン

子育て支援事業として、2・3 歳の未満児とその親を対象。

イ キッズ・キッチン

幼稚園の年長児を対象とし年間のカリキュラムに組み入れている。

ウ ジュニア・キッチン

小中学生の料理教室は正課として位置付けられており、他の教科の学習内容とも関連付けて実施。

(7) スローフード

小浜でしか味わえないもの、作られないものなど、「若狭おばまブランド」の認証制度を導入し認証された商品には、ブランド統一の文字・マークなど、他商品との差別化を図ることで、付加価値の向上が期待される。

市内 42 店舗の飲食店やホテルなどでもスローフードの食材を使った料理を、お客様に提供して差別化を図っている。

市直営の地場産食材を使った郷土料理が中心のレストラン「濱の四季」も、平成 16 年のオープン以来これまでに約 32 万人(平成 22 年 3 月現在)が訪れ、年間 4,300 万円を売上げるまでになった。

特産品

- ・「鯖のなれずし」、「谷田部ねぎ」は味の箱舟（食の世界遺産）に認定されている。
- ・「へしこ」は郷土の保存食で、鯖の糖漬けで塩気が強いが、血圧抑制と悪玉コレステロールを低下させるペプチドが多く入っていることで健康食品として見直されてきている。
- ・「若狭カレー」は地域のブランドに認定されている。
- ・「若狭塗り箸」は伝統工芸品で、塗り箸の全国生産割合の8割を占め地域ブランドに認定されている。

5 考 察

平成12年8月就任の前市長が、「地域資源を活かしたまちづくり」を進めようと考え、その資源として御食国の誇れる歴史と現在も連綿と受け継がれている、豊かな「食」を起点とした総合的なまちづくりをするため、「食のまちづくり条例」を制定し、市民参画を基本手法としている。

その第21条では市の活性化を図るため、適正な観光振興および人口の増加を図るための施策を講じるとしている。

地区ごとの特色が生かされた「地域振興計画」のまちづくりは、実質的な市民参画型へと変化し、地域活動の盛り上がりは、地域が活性化し、住民の元気に繋がる。我町でも、施策の立案の段階から職員と住民が協働での住民参画を進める仕組みづくりがあれば、地域力を活かしたまちづくりになると思われる。

また、「食」によって子供たちの持つ、潜在的な力を引き出す「生涯食育の推進」など、ライフステージにあわせた事業にも取り組んでいる。

しかし、いろいろな事業の取り組みをしながらも、生活習慣病の疑いのある人の割合が高いなど、我町と同様の問題も顕在化している。

食のまちづくりを進めていく上で拠点となる施設を作り、食育、地産地消の取り組みや、市民参画のまちづくりなどを推進することで、平成11年には76万人であった観光入込み客数が、年間186万人まで伸びつつけている。

市内の飲食店やホテルなどの宿泊施設でも、他との差別化を図り地場産の食材を使った郷土料理を42店舗で提供し、観光交流の一役を担っている。

しかし、まちづくりが活発化する一方、新たな問題も見えてきた。観光交流人口は増え続け、経済効果を伸ばしてきたが、効果は一部の業種にとどまっている。

更に、全国の例に漏れず農業や伝統産業の後継者問題もあり、新たな担い手の確保が急務となっている。

視察の中で特に注目したのが「御食国若狭おばま食文化館」にある「キッチン・スタジオ」であり、ここは乳幼児から大人までのライフ・ステージに合わせた料理教室を開催するなど「生涯食育」の場である。

現在、食のまちづくりは、第2次食育推進計画の策定期間に入っているが、これまでの「人づくり」の観点に加え、市民の健康づくりや、産業の活性化にも力

を入れた総合的な計画を目指している。

食が健康・教育・福祉・環境・産業および観光など、あらゆる分野のまちづくりの起点として、総合的課題に繋がることを視察地から学ぶことができた。

庄内町ではようやく「庄内町食育推進計画」が策定され、それに沿って食育のまちづくりが始まろうとしている。生涯食育を基点とした、あらゆる広がりを目指したいものである。

視察地 京都府 綾部市

1 視察年月日 平成 23 年 7 月 5 日 (火)

2 視察の目的

人口の増加対策について

～地域資源を活用した交流人口の拡大と定住促進について～

3 視察地の概況 (平成 22 年 10 月現在)

- ① 人口 35,942 人
- ② 世帯数 14,682 世帯
- ③ 面積 347.11 km²
- ④ 財政規模 15,495,000 千円 (平成 23 年度一般会計当初予算)
- ⑤ 位置と地勢

綾部市は、京都府のほぼ中央に位置する田園・文化都市。養蚕を地場産業として発展してきた。現在は、京都縦貫自動車道と舞鶴若狭自動車道が交差する交通の要衝として優れた物流環境にあり、府営・市営工業団地には精密機械、薬品、食品、運輸関係など 28 社が立地している。

また、わが国初の「世界連邦都市宣言」を行った町として知られている。

4 取り組みの現況

綾部市では、都市住民を積極的に農村集落に誘導し集落の活力を再生させることで持続可能な地域づくりを行うことを目的に、平成 20 年 5 月に「あやべ定住サポート総合窓口」を設置した。当窓口では、集落に存在する空家を流動化させ、都市住民の生活の舞台として提供する施策を積極的に展開してきた。

平成 22 年度までの 3 年間で、48 世帯 117 人の定住を実現し、着実に実績を上げてきたが、取り組み当初から定住希望者に対する提供可能な空き家の絶対数が不足しており、空家の流動化を促進することにより、更なる定住人口の拡大を目指し、平成 23 年度から次の新規事業を立ち上げた。

(1) 綾部市空家流動化促進事業

綾部市空家登録制度(空家バンク)に登録された物件と、綾部定住サポート総合窓口に登録した定住希望者との間で、売買または賃貸契約が成立することが条件で、宅内の位牌や家具の整理、契約のための帰省に必要な経費の一部を支弁するため、物件所有者に空家提供報奨金 5 万円を支給する。

(一物件につき一回限り)

- ア 実施時期 平成 23 年 4 月
- イ 事業費 750 千円

(2) 綾部市UIターン者住宅所得等資金融資あっせん制度

資金力の乏しい若い世代の定住希望者に対し、空家登録制度に登録された物件を、居住目的に取得または改修する場合の経費として 300 万円を上限に融資斡旋を行う。

融資の条件は、地元信用金庫と市と定住希望者による三者間での契約で、市は債務保証するかたちとなり金利は、年 1 回の変動金利で、毎年 4 月 1 日現在の長期プライムレートから 0.5 % を減じた額とする。

対象者は 20 歳以上 55 歳未満の者で返済能力を有する者

- ア 実施時期 平成 23 年 4 月
- イ 債務負担 12,000 千円 (4 世帯分)

(3) 綾部市UIターン者定住支援住宅整備事業

農村地域に存在する空家を、市が 10 年間無償で借り受け 300 万円を投じて改修工事を実施し、新たな地域の担い手となる定住者を受け入れる環境整備をする。

対象者は、経済的に脆弱な若い世帯 (50 歳未満) とし、入居条件は 1 ヶ月の家賃は 3 万円、敷金 3 ヶ月分、入居期間は最大 3 年間とする。

空き家提供者のメリットとしては、10 年間の借り受け期間の固定資産税免除と、10 年後に改修された家屋が返却される。

- ア 実施時期 平成 23 年 4 月
- イ 事業費 6,000 千円 (年 2 棟づつ整備し、5 年間で 10 棟を計画)

(4) 空家発掘事業

これまでの調査で市内に 380 棟の空家が存在することが判明している。これらの空家を集落と協力し、農村定住を希望する都市住民に提供可能な物件として借り受けるための調査、交渉を行うため「空家発掘隊員」一人を雇用する。

- ア 実施時期 平成 23 年 4 月
- イ 事業費 1,850 千円 (緊急雇用事業を活用)

(5) 空家物件の仲介制度

空家の流動化には、都市計画法、建築基準法、農地法など様々な法的条件の調査が必要である。これらを調査し空家の売買や賃貸における契約後のトラブルを回避するため、綾部商工会議所に所属する市内の宅地建物取引業者と連携し「空家物件の仲介制度」を立ち上げた。定住希望者には、法定手数料が必要となるが、取り引きの安全・安心を確保するため、本制度の利用を勧めている。

(6) 実施しての成果と課題

平成 20 年 5 月に「あやべ定住サポート総合窓口」を設置してから平成 22 年度

までの定住実績。平成 23 年度からの新規事業については未集計。

- ・平成 20 年度定住実績・・・16 世帯 49 人
 - ・平成 21 年度定住実績・・・15 世帯 33 人
 - ・平成 22 年度定住実績・・・17 世帯 35 人
- 合計 48 世帯 117 人

現在、登録されている空家 売却 16 軒 賃貸 5 軒

課題としては、現在 633 人の空家情報提供希望者を抱えており、提供可能な空家が確保されれば、引く手あまたの状態だが、定住希望者の雇用の場の創出が思うように進んでいないと伺った。

公共交通機関を使用して、京都まで 60 分、大阪まで 90 分を要するとのこと、通勤圏内とは言い難い時間的距離であり、安定して定住するには、新たな雇用の創出が課題となると思われる。

5 考 察

綾部市では限界集落になりつつある農村集落の復活の活路を、都市住民を積極的に誘導することに見出した。

10 年以上も前から、都市住民に空家を提供するシステムづくりに取り組んでおり、近年、人口増加対策として全国の自治体で注目される取り組みの魁といえる。

取り組み始めてから、平成 20 年に総合窓口を設置し、現在まで最小限の人員で最大限の効果を上げてきた。綾部市は誕生以来、人口が減少し続けているが、この現実に対して全職員が強い危機感と問題意識を共有しており、その意識と対応を集約し効果的に移住・定住を促進するために「あやべ定住サポート総合窓口」を設置したとのことであった。

そして、その危機感を限界集落にも共有してもらおう働きかけをしている。過疎問題は行政が躍起になって奔走しているわりには、当の限界集落は他人事のように危機意識が薄いことがある。綾部市では、集落との懇談の際に、自分たちの地域の 10 年後のシミュレーション結果を伝えることにより、地域と二人三脚で移住希望者を受け入れる機運を醸成している。

また、特筆すべきは地域の受け入れ態勢の整備のために集落だけでなく、多様な組織に働きかけていることであった。

その中の一つが「滋賀郷手作り市実行委員会」である。同組織は、定住実践者に働きかけ、毎月第 3 土曜日に「三土市」を開催し、地域振興と農村都市交流、更には定住者の拡大に積極的に取り組んでいる。

空家流動化の阻害要因としては、新規定住者と既存住民の集落活動への理解の違いによるトラブルがある。

そのようなトラブルを未然に防ぐための組織として集落や「株」組織の活用を

行っている。「株」とは各地域に昔からあり、それぞれの目的のために複数の集落にまたがる組織で、定期的に「株づきあい」会合を開催している。

この他にも、地域振興に取り組む複数の組織に働きかけ、移住定住に対する地域の理解を集落という面だけでなく、複数の組織と関わり立体的に深めていく工夫をしている。

このように綾部市では、移住希望者の募集や対応だけでなく、積極的に地域と関わり、移住・定住の基盤整備をしており、本町でも参考にすべきである。

これまで都市住民に対し、空家情報を積極的に情報発信してきた自治体は多数あった。

綾部市では、移住希望者の住居取得に係る経済的な支援や、市費による空家の改修。空家提供者に対する報奨金など、移住定住に必要な基盤整備に市の財源を投入して取り組んでいる。

これは、人口の自然動態はさておき、社会動態の改善に向けた果敢な挑戦として興味深い。

地理的優位性はあるものの、平成 20 年度の「あやべ定住サポート総合窓口」を設置以来、確実に定住人口拡大の成果を上げている。

そんな同市の新たな挑戦である、平成 23 年度からの新規事業効果を今後も注目していきたい。